

様

訪問看護サービス契約書

【医療保険】

こころ訪問看護ステーション

〒636-0012

奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目29-16

TEL : 0745-34-0780

FAX : 0745-34-0781

こころ訪問看護ステーション 契約書

様(以下「利用者」とします)と、こころ訪問看護ステーション(以下「事業所」とします)は、訪問看護サービス(以下「サービス」とします)の利用について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業所は利用者に対し、健康保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正なサービスを提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条(訪問看護の対象者)

サービスにおける医療保険の対象者は、介護保険制度の訪問看護適応外の方で、疾病、負傷等により居宅において療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護の利用の必要性を認めた方です。具体的には次のとおりです。

- 要介護認定未申請・非該当の方、64歳までの医療保険加入者と家族
- 厚生労働大臣が定める疾病等と診断された方
- 急性増悪等により、一時的に頻回のサービスが必要であると主治医が診断された方
- 末期がんと診断された方
- 精神疾患と診断された方

第3条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の終了意思表示がされるまでの期間とします。但し、第7条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第4条(訪問看護の内容)

- 1 事業所は、利用者の希望をうかがい、心身の状態を判断して、主治医の指示書に沿って訪問看護計画書を作成します。
- 2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。
- 3 サービス内容や利用回数等は、医師の指示に基づき、利用者との合意により変更できます。
- 4 事業所は、利用者からサービス内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第5条(訪問看護の利用)

- 1 利用者は、健康保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。
- 3 事業所は、利用者から料金の変更がある場合は、事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業所は、健康保険法等関連法の適用を受けないサービスがある場合には、あらかじめその利用料について説明し、同意を得ます。
- 5 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業所に対し文書で通知し、契約を解除することができます。

第6条(利用料の滞納)

- 1 利用者が利用料金を支払えない場合は、連帯責任者と連帯し、利用料金を支払います。
- 2 利用者ならびに連帯責任者が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合は、事業所は1か月以内の期間を定めて督促し、なお払わないときは契約を解除します。
- 3 事業所は前項を実施した場合には、利用者の居住地の市町村、利用者が関係する事業所及び地域の保健・医療・福祉サービス機関等に連絡するなど必要な支援を行います。

第7条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業所に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の終了ができます。
- 2 事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意にサービスの利用に関する指示に従わず、病状や要支援又は要介護状態を悪化させた場合、又は故意又は過失により事業所もしくはそのスタッフの生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合は、1か月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- 3 その他のいずれかの事由に該当する場合は、契約を終了します。
 - ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ②利用者が入院・入所等で3か月以上の利用がない場合、死亡又は転出した場合。
 - ③利用者の病状、要介護度等の改善により、自立又はサービスの必要を認められなくなった場合。
 - ④事業所が守秘義務に反したり、故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑤カスタマーハラスメントが生じ、解決困難な場合。
 - ⑥その他終了をせざるを得ない状況が生じた場合。

第8条(損害賠償責任)

- 1 事業所は、サービスの提供に伴い、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し速やかに損害を賠償します。但し、事業所及びそのスタッフに故意過失がなかった場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者又はその家族に故意または過失が認められる場合には、賠償額を減額することができます。

第9条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の事由に該当する場合には、事業所は賠償責任を免れます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行なったことに起因して損害が発生した場合。
- ②利用者又はその家族がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④利用者が、事業所やそのスタッフの指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第10条(秘密保持)

- 1 事業所及びそのスタッフは、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 2 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- 3 事業所及びそのスタッフは、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

第11条(苦情対応)

- 1 事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業所は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

第12条(感染症及び災害発生時)

- 1 事業所は、災害発生時には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時のサービスを行います。
- 2 事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要なサービスを行います。

第 13 条(連携)

- 1 事業所は、サービスの提供にあたり、主治医、利用者の居住地の市町村及び利用者が関係する事業所及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する機関等との連携を綿密に行います。
- 2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者が関係する事業所及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する機関等にも連絡します。

第 14 条(サービス内容等の記録作成・保存)

- 1 事業所は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び医療保険から支払われる報酬等の必要事項を電磁的記録に記載します。
- 2 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存します。

第 15 条(虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するためのスタッフに対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情受付体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービスの提供中にスタッフ又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	ここり株式会社
所在地	奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目12番3号
代表者名	野手 明久
電話番号	0745-34-0355

2. 事業所概要

事業所名称	ここり訪問看護ステーション
医療機関コード	329,002.4
所在地	奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目29-16
電話番号	0745-34-0780
管理者	内川 理恵

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所のスタッフは、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように療養上の目標を設定して支援します。事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 本事業所の職員体制、職種と職務内容

職種	常勤	非常勤
看護師		
リハビリ		

- (1) 管理者 看護師 1 名(常勤職員、看護職員と兼務)
管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理およびスタッフの管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所のスタッフに対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師
看護師は、主治医の指示による訪問看護を行い、訪問看護計画書および報告書を作成する。
- (3) リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）
リハビリスタッフは、主治医の指示による訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を行い、訪問看護計画書および報告書を作成する。

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (土日、祝日、年末年始 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日を除く)
営業時間	9 時から 17 時

※24 時間対応体制加算を算定する場合は、24 時間の対応が可能。

6. 訪問地域

通常の地域	王寺町、三郷町、河合町、斑鳩町、上牧町、平群町、 広陵町、香芝市、大和高田市、生駒市
-------	---

7. 提供するサービスの内容

- (1) 事業所は、主治医の指示書及び介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に沿って、利用者の意向や心身の状況のアセスメントを行い、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に提供します。疾病予防・悪化の防止になるよう、適切なサービスを提供します。もし分からないことがあれば、いつでもスタッフにご遠慮なく質問して下さい。
- (2) 訪問看護計画に基づき、サービスを提供します。
 - ① 病状の観察（血圧、体温、脈拍、呼吸等）
 - ② 清潔を保つ（清拭、洗髪、手浴、足浴、陰部洗浄、入浴介助、爪切り、髭剃り等）
 - ③ 床ずれの予防と処置
 - ④ カテーテル等の管理（胃ろうチューブ、尿道カテーテル、酸素吸入、気管カニューレ等）
 - ⑤ 服薬管理
 - ⑥ 食事栄養指導管理
 - ⑦ 排泄の介助・管理
 - ⑧ 医師の指示による処置・管理（点滴等）
 - ⑨ リハビリテーション
 - ⑩ ターミナルケア（終末期のケア）
 - ⑪ 介護者の支援、介護方法の指導や不安やストレスに対するケア、看取り後の遺族ケア

(3) 提供するサービスの費用（利用者負担額は別紙参照）

	週3日目まで (1日につき)	週4日日以降 (1日につき)
基本療養費 I	5,550円	6,550円
基本療養費 II (同一日2人)	5,550円	6,550円
(同一建物で同一日3人以上)	2,780円	3,280円
基本療養費 III (外泊中の訪問看護)	8,500円	
訪問看護管理療養費	(月の初日) 7,670円	
	(2日目以降1日につき) 3,000円	

※加算・算定項目

夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	18時～22時、6時～8時の訪問で、訪問看護療養に I 又は II に加算される。
深夜訪問看護加算	4,200円	22時～6時の訪問で、訪問看護療養に I 又は II に加算される。
24時間対応体制加算 (月1回)	6,520円	電話等に常時対応でき、利用者またはその家族等に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に加算します。
特別管理加算 I	5,000円	特別な管理のうち重症度等の高い場合に加算します。 ・在宅悪性腫瘍等患者等指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ	2,500 円	<p>特別な管理を必要とする場合に加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
退院時共同指導加算	8,000 円	<p>病院の退院又は介護老人保健施設の退所にあたって、スタッフが入院又は入所先に出向き、医師又は看護師等と連携し、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に初回のサービスを行った時に加算します。なお、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者（別表第7又は別表第8）（◆1参照）に規定する利用者には、2回まで算定します。</p>
特別管理指導加算 (1回に限る)	2,000 円	<p>特別管理加算の対象の利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして初回のサービス時に加算します。</p>
退院支援指導加算	6,000 円 又は 8,400 円	<p>基準告知第2の1に規定する疾病等（別表第7又は別表第8）（◆1参照）の利用者に対して、退院日にサービスの利用が必要と認められた利用者に対し、訪問に療養上必要な指導を行った場合に加算します。1回又は複数回の訪問時間の合計が90分を超えた場合は8,400円を加算します。</p>
長時間訪問看護加算 (週1回)	5,200 円	<p>基準告示第2の1に規定する疾病等（別表第8）（◆1参照）又は特別訪問看護指示書に関わるサービスを受けている利用者に対し、1回の時間が90分を超えた場合に加算します。</p>
緊急訪問看護加算	2,650 円 又は 2,000 円	<p>利用者又はその家族等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、緊急に訪問を行った場合に算定します(月14日まで2,650円、月15日目を以降2,000円)。</p>

複数名訪問看護加算	別紙料金表参照	同時に複数の看護師等によるサービスが必要な利用者として基準告示第2の4の(1)厚生労働大臣が定める者(◆2参照)に対し、計画的にサービスを行ったときに加算します。
訪問看護ターミナルケア療養費 I	25,000 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (24 時間以内に在宅以外で死亡が確認された場合を含む) に算定します。
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円	月 2 回以上医療関係職種間で文書等(電子メール、FAX 可)により共有された情報を基に利用者又はその家族等に対して指導等を行った場合に加算します。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円	利用者に関わる医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、共同で利用者又はその家族等に対して指導を行った場合に加算します。
訪問看護情報提供療養費 1 (月 1 回)	1,500 円	利用者の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を市町村の求めに応じて提供した場合に算定します。
訪問看護情報提供療養費 3 (月 1 回)	1,500 円	利用者が入院又は入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する際、事業所から主治医に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定します。

◆1【厚生労働大臣が定める疾病等の利用者】 基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等の利用者

特掲診療料の施設基準等・別表第 7 に掲げる疾病等の利用者

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症
○脊髓小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病
関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))
○多系統萎縮症 (綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群
○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー
○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸を使用している状態の者

※慢性心不全の患者で「在宅人工呼吸指導管理」、「人工呼吸管理加算の 2」を算定している場合は人工呼吸器

特掲診療料の施設基準等・別表第8の各号に掲げる利用者

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ③ 人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

◆2 基準告示第2の4の(1)厚生労働大臣が定める者

- ① 別表第7に掲げる疾病等の者。
- ② 別表第8の各号に掲げる者(特別管理加算の対象者に該当)
- ③ 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者。
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者。
- ⑤ 利用者の身体的理由で1人の看護師等によるサービスが困難と認められる者(看護師が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に限る)。
- ⑥ その他利用者の状況から判断して、①から⑤までのいずれかに準ずると認められる者(看護師が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に限る)。

8. 利用料

- (1) 利用料として、サービスの支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は、事業所の料金表(別紙)に定めたサービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 交通費は1回の訪問につき200円とし、月額合計2,000円までとします。
- (4) 利用料金の支払い方法
毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しします。
 - ① 利用者の指定の口座から自動振替の場合
利用料は一か月単位とし、当月の利用料は、翌月23日に利用者が指定する銀行口座から振替させていただきます。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、直近の翌営業日に振替させていただきます。
 - ② 事業所指定口座への振り込み現金払いの場合(※振込手数料は利用者負担となります)

南都銀行 王寺南支店 普通 0237852
こころ株式会社 代表取締役 野手 明久

9. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医又は事業所の協力機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

【主治医】

医療機関名	
医師名	
住所	
電話番号	

10. キャンセル料

訪問予定当日にサービスの利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料として1,000円をお支払いいただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

11. 事故発生時の対応

- (1)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1)感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時のサービスを行います。
- (2)指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要なサービスを行います。

13. 個人情報の保護と秘密の保持

- (1)事業所とスタッフは、利用者に最適なサービスを提供することを目的とし、必要最小限の個人情報を用いる場合を除き、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2)事業所は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれるICT機器を含む記録物について、管理者の責任で管理し、また処分の際にも第三者への情報の漏洩を防止します。

14. 利用者への不適切な対応防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)研修を通じて、スタッフの人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2)訪問看護計画書・報告書の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3)スタッフが支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、スタッフが利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4)事業所は、サービスの提供中にスタッフ又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15. 苦情申し立て窓口

こころ訪問看護ステーション 苦情相談窓口 内川 理恵	〒636-0012 北葛城郡王寺町本町2丁目29-16 電話：0745-34-0780 FAX：0745-34-0781 受付時間：9：00～17：00
奈良県 長寿社会課	〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-27-8532 受付時間：8：30～17：15(土・日・祝日・年末年始を除く)

奈良県国民健康保険団体 連合会	〒634-0061 橿原市大久保町 302 番 1 (奈良県市町村会館内) 電話：0744-29-8311 FAX：0744-29-8322 受付時間：9：00～17：00(土・日・祝日休み)
全国健康保険協会奈良支部	〒630-8535 奈良市大宮町 7 丁目 1-33 奈良センタービル 4 階 電話：0742-30-3700(代表) 受付時間：8：30～17：15(土・日・祝日・年末年始を除く)

個人情報の保護について

こころ訪問看護ステーションは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利、利益を保護するために個人情報保護の取り扱いにも万全の体制で取り組みます。利用者に最適なサービスを提供することを目的とし、必要最小限の個人情報を用いる場合を除き、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また、家族の個人情報についても同様とします。

なお、個人情報は、5年の保存期間を経て廃棄処分いたします。

* 訪問看護ステーション内での利用

1. 利用者に提供する医療・看護サービス
2. 介護・医療保険事務など
3. 利用者に係る管理運營業務
 - ①会計・経理
 - ②医療・看護事故などの内部的報告
 - ③利用者の医療・看護サービスの質の向上

* 訪問看護ステーション外への情報提供

1. 利用者に提供する医療・看護サービスのうち
 - ①病院、診療所、薬局、居宅支援事業者、介護サービス事業者との連携
 - ②家族への病状説明、日常生活の状況説明、介護状況の説明
2. 介護・医療保険事務のうち
 - ①審査支払い機関へのレセプトの請求
 - ②審査支払い機関または保険者からの照会への回答
3. 医療・看護事故賠償保険などに係る、介護に関する専門の団体、保険会社などへの相談又は届け出

* その他

1. 管理運營業務のうち
 - ①医療・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②医療・看護実習への協力
 - ③医療・看護の質の向上を目指して行われる研究・研修
 - ④外部監査機関への情報提供
 - ⑤駐車許可証を警察に申請する際

契約締結日 令和 年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書、重要事項説明書、個人情報の保護について説明いたしました。

事業者 ここり株式会社
訪問看護サービス事業所
所在地 〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町 2 丁目 29-16
名称 ここり訪問看護ステーション

説明者
氏名 内川 理恵 ㊞

1. 契約書内容	<input type="checkbox"/>	
2. 重要事項説明書内容	<input type="checkbox"/>	
3. 個人情報の保護について	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
【加算】		
* 24 時間対応体制加算	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
* 複数名訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
* ターミナルケア加算	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
* 訪問看護情報提供療養費 1、3	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
* 在宅患者連携指導加算	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない

私は、本書面により、事業所から訪問看護サービスの利用に際し、契約書、重要事項説明書、個人情報の保護について説明を受け、その内容に同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ ㊞

続柄 _____